

水戸市と国立大学法人茨城大学との連携協力に関する協定書

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各1通を保有する。

水戸市（以下「甲」という。）と国立大学法人茨城大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲・乙相互の人的・物的資源の活用により、まちづくり、産業、教育等の分野において連携協力し、地域の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 産業の振興に関すること。
- (3) 自然環境に関すること。
- (4) 安全・安心な暮らしに関すること。
- (5) 保健・医療・福祉に関すること。
- (6) 生涯学習・教育に関すること。
- (7) 市民活動に関すること。
- (8) その他甲と乙が必要と認める事項に関すること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（個別協議）

第4条 第2条各号に掲げる事項のうち、連携協力する事項が具体的に決定したときは、連携協力の細目その他の事項について、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

平成17年10月3日

水戸市長

甲 加藤 浩 一

国立大学法人茨城大学長

乙 菊池 龍三郎

水戸市と常磐大学との連携協力に関する協定書

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各1通を保有する。

水戸市（以下「甲」という。）と常磐大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲・乙相互の人的・物的資源の活用により、まちづくり、産業、教育等の分野において連携協力し、地域の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 産業の振興に関すること。
- (3) 自然環境に関すること。
- (4) 安全・安心な暮らしに関すること。
- (5) 保健・医療・福祉に関すること。
- (6) 生涯学習・教育に関すること。
- (7) 市民活動に関すること。
- (8) その他甲と乙が必要と認める事項に関すること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（個別協議）

第4条 第2条各号に掲げる事項のうち、連携協力する事項が具体的に決定したときは、連携協力の細目その他の事項について、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

平成17年10月3日

水戸市長

甲 加藤浩一

常磐大学長

乙 高木勇夫